

働き方改革推進企業 勤労者応援ローン（働くひと応援ローン）

2020年10月1日現在

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 道内に居住されている方で、「北海道働き方改革推進企業認定制度」で認定されている企業、もしくは同制度の「なでしこ応援企業要件」を満たしている企業にお勤めの方。 ※ ご利用者からのご申告が必要です。 ◇ ろうきん会員の方、生協組合員、「ろうきんクラブアソシエール」に加入できる方。 ◇ 最終ご返済年齢が満76歳未満の方。 ◇ 勤続年数が原則1年以上の方。 ◇ ご返済に見合う安定した収入のある方で、前年年収が150万円以上の方。 								
資金使途	◇ 医療・災害・教育・冠婚葬祭・住宅補修・耐久消費財購入・一般生活資金。								
ご融資限度額	150万円以内。（所定の条件・審査によりご融資額を決定いたします）								
ご返済期間	10年以内。								
金利制度	固定金利制となります。								
ご返済方法	元利均等返済（ボーナス返済併用可）となります。								
ご融資金利	当庫所定の金利となります。								
保証機関	<p>以下の通りとなります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">保証機関名</th> <th style="width: 30%;">保証料</th> <th style="width: 30%;">保証料お支払方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一財)北海道勤労者信用基金協会</td> <td rowspan="2">保証機関の定めによる保証料が別途必要となります。</td> <td>金利上乗せ</td> </tr> <tr> <td>(一社)日本労働者信用基金協会</td> <td>金利上乗せ</td> </tr> </tbody> </table>	保証機関名	保証料	保証料お支払方法	(一財)北海道勤労者信用基金協会	保証機関の定めによる保証料が別途必要となります。	金利上乗せ	(一社)日本労働者信用基金協会	金利上乗せ
保証機関名	保証料	保証料お支払方法							
(一財)北海道勤労者信用基金協会	保証機関の定めによる保証料が別途必要となります。	金利上乗せ							
(一社)日本労働者信用基金協会		金利上乗せ							
繰上償還手数料	不要です。								
連帯保証人	原則不要ですが、審査等により必要となる場合があります。								
苦情・相談等の窓口	次ページをご参照ください。								

苦情・相談等の窓口

<p>ろうきんへのご相談・ 苦情・お問い合わせ</p>	<p>ご契約内容や商品に関するご相談・苦情・お問い合わせは、当庫本支店のほか、下記の受付窓口までお申し出ください。</p> <p>【窓口：北海道労働金庫 お客様相談センター】</p> <ul style="list-style-type: none">• 電話番号：0120-510-924 電話による受付時間 午前9時～午後5時 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)• ファクシミリ：011-764-2215 <p>なお、苦情対応の手続きについては、店頭にて「苦情への対応の概要」をご用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none">• ホームページアドレス https://www.rokin-hokkaido.or.jp * ホームページ画面の「お問い合わせ・相談・苦情」ボタンをご利用ください。• 郵送先：〒001-0907 札幌市北区新琴似7条2丁目2-18
<p>第三者機関に 問題解決を 相談したい場合</p>	<p>下記の（一社）全国労働金庫協会が設置・運営する「ろうきん相談所」でも、ろうきんに関するご相談・苦情等をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申出者のご理解を得たうえで、お取引先への労働金庫に対して迅速な解決を促します。</p> <p>【窓口：ろうきん相談所】</p> <ul style="list-style-type: none">• 電話番号：0120-177-288 電話による受付時間 午前9時～午後5時 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)• ファクシミリ：03-3295-6751• E-mail：soudansyo@ho.rokinbank.or.jp• 郵送先：〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-5-15 <p>紛争解決のための機関として、東京三弁護士会が設置運営する下記の「仲裁センター」への取次も可能ですので、上記「ろうきん相談所」へお申し出ください。なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。</p> <p>【仲裁センター】</p> <ul style="list-style-type: none">東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 <p>* なお、紛争解決措置については、店頭にて「紛争解決措置の概要」をご用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none">• ホームページアドレス https://www.rokin-hokkaido.or.jp